

〇〇（会社）消防計画書

年 月 日作成

1 目的及びその適用範囲等について

この計画は、消防法第8条第1項に基づき _____
の防火管理について必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とし、勤務し又は出入りする全ての者に適用するものとする。

2 防火管理者の業務と権限

防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

- 消防計画の作成（変更）
 - 消火、通報、避難誘導などの訓練の計画とその実施
 - 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の自主検査
 - 消防設備等の法定点検・整備及び立ち会い
 - 改装工事など工事中の立ち会い及び安全対策の樹立
 - 火気の使用、取り扱いの指導、監督
 - 収容人員の適正管理
 - 防災教育の実施
 - 管理権原者への提案や報告
 - 放火防止対策の推進
 - その他
-
-

3 消防機関との連絡等

1 消防機関への報告、連絡する事項

次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- 防火管理者選任（解任）届出
防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき
- 消防計画作成（変更）届出
消防計画を作成したとき、又はその事項を変更したとき
- 訓練実施の通報
自衛消防訓練を実施するとき

- 消防用設備等点検結果報告
 ___年に1回（総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書）
 - 消防用設備等（特殊消防用設備等）の設置の届出
 - 火を使用する設備の届出
 - その他
-

2 防火管理維持台帳の作成、整理及び保管

管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

4 火災予防上の自主検査

1 火災予防上の自主検査

自主検査は、日常に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

- 日常的に行う検査
 - 点検事項 別表1『自主検査チェック表（日常）』のとおり。
 - 点検者 _____
 - 実施時期 毎日終業時
- 定期的に行う検査
 - 点検事項 別表2「自主検査チェック表（定期）」のとおり。
 - 点検者 _____
 - 実施時期 ___月 と ___月 の年2回

2 消防用設備等の自主点検

消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。

- 消防用設備等の自主点検
 - 点検事項 別表3「消防用設備等自主点検チェック表」のとおり。
 - 点検者 _____
 - 実施時期 ___月 と ___月 の年2回

3 消防用設備等の法定点検

- 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検
 - 実施者 _____
 - 実施時期 ___月 ___月
- 防火管理者は、法定点検に立ち会わなければならない。

4 報告等

- 自主検査実施者は、定期的に防火管理者に報告する。
ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。
- 防火管理者は報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。
- 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

5 従業員等の守らなければならないこと

- 避難施設には、避難の障害となるダンボール箱、いす、テーブル、事務機器、自動販売機等の物品を置かない。
(避難口、廊下、階段、通路 その他)
 - 階段等への出入口に設けられている扉の開閉をさまたげるように物品が置いてある場所は、直ちに除去する。
 - 喫煙は、指定された場所で行うこと。
 - 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
 - 火気設備器具は指定された場所で使用するとともに、器具等の本来の目的以外に使用しない。
 - 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。
 - 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。
 - その他
-
-

6 放火防止対策

- 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
 - 倉庫、書庫等は施錠する。
 - 終業時には、必ず施錠する。
 - その他
-
-

7 工事における安全対策

- 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行うこと。
- 防火管理者は、工事に立ち会うこと。
- 工事人に対して指定された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。
- 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、掲示させること。
- 溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、消火器等の消火の準備をする。
- 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をする。

8 防災教育について

従業員・新入社員等に別紙1・別紙2の「防災の手引き」を活用し、教育を行う。

- 従業員
 - 防火管理者が、「防災の手引き」を活用して行う。
 - ____月、____月の年2回及び必要の都度、防災教育を行う。
 - 新入社員、パート
 - 防火管理者が、「防災の手引き」を活用して行う。
 - 採用時又は必要の都度、防災教育を行う。
 - その他
-
-

9 訓練について

- 総合訓練
 - 消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練 _____月に実施
- 部分訓練
 - 消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練 _____月、____月の年2回
- 消火訓練、避難訓練は年2回以上実施する。
- 訓練を実施する場合は、福知山消防署に通報する。

10 自衛消防組織等について

1 組織の編成

自衛消防組織の編成は、別表4のとおりとし、従業員等の見やすいところに掲示する。

2 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

(1) 通報・連絡

- 火災が発生したときは、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報するとともに、周囲の者に連絡する。
 - ぼやで消えた後でも、消防機関へ通報する。
 - 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。
 - 放送文を作成し、放送設備の付近に常備する。
 - その他
-
-

(2) 初期消火

- 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。
- 初期消火担当は、近くにある消火器、屋内消火栓設備を用いて消火する。

(3) 避難誘導

- 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。
- 放送設備、携帯用拡声器 メガホン を使用して落ち着いて行動するように誘導する。
- 避難方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。
- 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れ者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。
- エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

11 地震対策について

- 防火管理者は、工作物の落下防止及び避難通路に物品が転倒落下し、避難に支障を生ずる恐れがないか日頃から確認する。
- 地震時、防火管理者又は従業員は身近にある火気設備器具の使用を停止する。

